

平成20年第3回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 4月11日(金曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時02分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○同意第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○同意第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙	37
○町長あいさつ	38
○閉会の宣告	38
閉 会 (午前11時49分)	39

平成20年第3回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年4月8日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成20年4月11日

2. 場 所 千代田町議会議場

3. 付議事件

- (1) 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- (2) 議案第26号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (3) 同意第 2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (4) 同意第 3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- (5) 同意第 4号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- (6) 同意第 5号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- (7) 同意第 6号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- (8) 同意第 7号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて
- (9) 同意第 8号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- (10) 同意第 9号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- (11) 同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- (12) 同意第11号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについて
- (13) 千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	富	岡	芳	男	君
9 番	細	田	芳	雄	君	1 0 番	黒	澤	兵	司	君
1 1 番	青	木	國	生	君	1 2 番	坂	本	金	光	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成20年第3回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成20年4月11日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 4 議案第26号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 5 同意第 2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 6 同意第 3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 7 同意第 4号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 8 同意第 5号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 9 同意第 6号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10 同意第 7号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求め
ることについて
日程第11 同意第 8号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12 同意第 9号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13 同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14 同意第11号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第15 千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	富岡芳男君
9番	細田芳雄君	10番	黒澤兵司君
11番	青木國生君	12番	坂本金光君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
総務課長	吉永勉君
企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民福祉課長	荒井和男君
経済課長兼農業 委員会事務局長	野村耕一郎君
建設水道課長	田島重廣君
会計管理者 兼会計課長	塩田稔君
教育委員会 教務局長	高橋充幸君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	椎名信也
書記	関口富佐子
書記	宗川正樹

開 会 (午前 9時02分)

○開会の宣告

○議長（坂本金光君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長（坂本金光君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項1件、条例の改正1件、人事案件10件、千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙1件であります。

続いて、例月出納監査結果報告については、平成19年度1月分が監査委員よりなされていますので、報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（坂本金光君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

3番 金子孝之君

4番 川田延明君

以上2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（坂本金光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令がそれぞれ公布され、平成20年4月1日より施行されました。これに伴いまして、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第であります。

今回の改正の要旨につきましては、老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する国民健康保険税を原則として当該老齢等年金給付から徴収するものとされたため、規定の整備等所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、詳細説明をさせていただきます。なお、お手元に資料といたしまして新旧対照表条文、参考資料1が配付されているかと思しますので、それに基づきまして主な改正点のみを説明させていただき、ご理解を賜りたいと思います。

最初に、1ページをお願いします。今回の年度内の一部改正は、議員さんご承知のとおり新たに創設されました後期高齢者医療制度に伴い、国民健康保険税も制度改正の必要が生じたものでございます。

なお、今回の改正の内容でございますが、おおむね2項目ございまして、まず1点目とし、第9条では徴収の方法が改正され、現行では個別に納めていただく普通徴収でございましたが、制度改正により特別徴収が追加されたものでございます。

2点目といたしましては、次の第10条での改正理由でございますが、現在5月に算定処理をして国民健康保険税を賦課し、第1期を6月末納期限としておりましたが、今回の改正により国民健康保険税の年金からの特別徴収依頼処理をするに当たり、住民税が確定した後の6月算定処理が不可欠となります。

また、第1期を6月末納期のままですと、5月と6月に同一処理を2回することになるわけでございます。以上のことから、重複する事務処理及び電算処理の削減を図るため、第1期の納期限を7月に改正するものでございます。以下同じようにずれ、最終納期第8期が2月となるものでございます。また、近隣の郡内も同じように改正されたようでございます。

次のページをお願いします。第12条からは、先ほどの特別徴収が制度改正により新たに追加されたものでございます。なお、このことにつきましては、65歳以上の世帯主の国民健康保険税は年金から天引き、いわゆる特別徴収に改正されるものでございます。

また、国保被保険者全員が65歳から75歳未満で、次の2つの要件を満たす場合、10月から国民健康保険税は介護保険料と一緒に世帯主の年金から天引き特別徴収される制度でございます。

また、この改正には2つの要件がございます。1つは世帯主が年額18万円以上の年金をもらっている場合、もう一つは世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合、またそれ以外の場合につきましては、今までどおり現金または口座振替で納入していただく普通徴収となるものでございます。

なお、そのほかの条文につきましては、制度改正により規定の整備等所要の措置を講ずるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日より施行するものでございます。

よろしくご審議、ご決定をお願いします。

以上です。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第4、議案第26号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 議案第26号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、4月1日施行の後期高齢者医療制度の創設に伴う規定の整備でありまして、千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、所要の措置を講ずるものでございます。

今回の改正の要旨につきましては、後期高齢者支援金等課税額の追加、課税限度額の変更等に伴う規定の整備、条項ずれ等によるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 議案第26号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明をさせていただきます。

お手元に資料といたしまして、参考資料後期高齢者医療制度の概要、また一部を改正する条例新旧対照条文、参考資料2が配付されておりますので、議案書とあわせてご覧いただき、ご理解、ご審議をお願い申し上げます。

なお、この案件でございますが、去る2月の臨時議会でご審議、ご決定いただきました議案、千代田町後期高齢者医療に関する条例が制定並びに可決されました。また、過日3月25日に行われた議員懇談会で、国民健康保険特別会計事業を所管しておりますところの住民福祉課より制度創設及び税率改正の説明をさせていただいたところであります。それでは、最初に後期高齢者制度の概要等を参考資料に基づき、この複雑な医療制度から説明させていただき、ご理解を賜りたいと思っております。

参考資料の7ページをお願いします。まず、平成20年4月から新たに創設される後期高齢者の医療制度に伴いまして、国民健康保険税も制度改正が行われるものでございます。なお、大きく分け3点ほどの制度改正でございます。

1点目といたしまして、国民健康保険の加入者は75歳未満ということでございまして、国民健康保険加入者、すなわち被保険者は75歳未満の人でございます。75歳になりますと、新たに群馬県後期高齢者医療広域連合の医療制度に加入する制度でございます。

2点目といたしまして、新たに制度改正により後期高齢者支援分が加わり、国民健康保険税は医療分、介護分、そして支援分の3本立てでございます。また、賦課並びに課税させていただくものでございます。また、現行では国民健康保険税は医療保険分と介護保険分を合算した額でございます。後期高齢者医療制度創設に伴い、新たに後期高齢者支援分が加わるものでございます。具体的には、75歳以下の世代で支援する制度改正でございます。

もう少し簡単に申しますと、①として、医療保険分はゼロ歳から74歳までの方、②、介護保険分は40歳から64歳の方のみでございます。③といたしまして、新たに新設された後期高齢者医療支援分としてゼロ歳から74歳までの方にご負担をお願いする制度改正でございます。なお、この③番の後期高齢者支援分が今回の制度創設に伴いまして追加になったものでございます。したがって、この3つの合計額が国民健康保険税として世帯主に課税させていただく制度であります。

次に、3点目でございますが、先ほど専決処分をお願いしたものでありまして、今回の制度改正により徴収方法が改正され、現行の介護保険料同様に65歳以上の世帯主の保険税は本年度に限り10月から年金天引き、また特別徴収となりますが、年金受給額に制限がございます。1つは世帯主が年額18万円以上の年金をもらっている場合、もう一つは世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合算額が年金支給額の2分の1を超えない場合と規定されております。また、75歳以上の加入者並びに本人につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合加入により、4月から特別徴収されるものでございます。それ以外につきましては、今までどおり現金または口座振替の納付、いわゆる普通徴収となります。また、納付時期につきましては、先ほど専決処分をお願いしましたとおり、納期限がそれぞれ1カ月ずれてまして第1期納期が7月に改正させていただくものでございます。

続きまして、国の制度改正により税率の改正案でございますが、参考資料4ページをお願いします。まず最初に、近隣市町の今回の改正税率及び改正予定案でございますが、近隣の国保税率状況をご覧くださいと思います。

千代田町は一番上段でございます。国の制度改正により、各近隣市町も今回の改正により支援分を追加したものでございます。また、議会さんご承知のとおり国民健康保険税は、応能割と応益割で賦課されておりまして、前年度の収入で賦課される所得割、また固定資産税を基礎とする資産割、また応益割といたしまして均等及び平等に賦課する均等割、平等割となっております。なお、今回の改正内容であります。支援分の所得割でございますが、各年度に所得差が生じますので、比較的やや抑えさせていただきまして、1.8%、次の資産割でございますが、やはりやや抑えさせていただきまして6%とさせていただきます。なお、この資産割につきましては、当該年度の1月1日所有状況で賦課するものであります。また、均等割では7,000円、平等割では5,000円追加させていただくものでございます。この応益割につきましても、表のとおり近隣の市町よりも一番低い税率で改正をお願いするものでございます。

また、次に一番右の課税限度額でございますが、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険

税の賦課額に新たに後期高齢者支援金を追加し、国民健康保険税の賦課基準は基礎賦課総額並びに介護納付金賦課額とあわせて、3本立ての体系となります。

また、基礎賦課限度額は医療分現行の56万円から47万円へ引き下げますが、後期高齢者支援分等の限度額を12万円と規定されましたので、実質的には3万円の引き上げとなります。また、介護分の限度額は9万円に据え置くものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして、6ページをお願いします。6ページのグラフでは年間1人当たりの医療費支出額を示したものであります。このことにつきましては、全国的にも少子高齢化が進む中、医療制度の危機を迎えておりますが、我が千代田町でも受診率及び1人当たりの医療費が依然多い支出額を示している状況でございまして、予防策といたしましては今後も重複受診等の防止並びに健康事業の推進に力を入れているものでございます。

次に、大変恐縮ですが、一部を改正する条例新旧対照条文、参考資料2をお願いします。対照表の8ページ、9ページをご覧いただきたいと思っております。なお、先ほど説明させていただいたものが、この8ページの第21条、国民健康保険税の減額でございまして、また、8ページの下段から9ページの上段では6割軽減、また9ページの中ほどから下段においてはそれぞれの4割軽減を示したものでございます。なお、一例挙げさせていただきますと、8ページの6割軽減でございまして、所得制限がございまして、イの国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割の医療分、平等割額1世帯当たり税額が1万9,000円でございますので、6割軽減（ア）、74歳以下の世帯は1万1,400円が軽減されるものでございます。（イ）、特定世帯につきましては、75歳以上の世帯でございまして、軽減額1万5,200円を軽減されるわけでございます。なお、この特定世帯とは、現在2人が国保世帯であったうち、後期高齢者に移った人がいて、残りの国保加入者が単身世帯になったものでございます。また、次のウにつきましては、新設の支援分の均等割額は7,000円ですので、6割軽減として4,200円軽減されるものでございます。

次の9ページの上段、エ、後期高齢者支援金分の平等割につきましても、平等割額5,000円でございますので、（ア）の特定世帯以外の世帯では6割軽減されますので、3,000円軽減されるものでございます。

次の（イ）、特定世帯の75歳以上の世帯につきましては、5,000円のところ4,000円軽減されるものでございます。次の（2）の4割軽減につきましても同様に軽減されますが、この4割軽減につきましては6割軽減の基準額に被保険者1人につき24万5,000円加算する額が対象世帯となります。参考までに、平成20年度当初国民健康保険税の賦課状況を試算いたしますと、おおむね世帯数約1,812世帯、被保険者数約3,683人、そのうち4割軽減世帯、平等割及び均等割ともに217世帯、金額にしまして298万円ほど、また6割軽減世帯該当世帯につきましても、同じく均等割及び平等割世帯数925世帯ございまして、金額にしますと1,362万3,000円ほど軽減され、低所得者軽減額を合計しますと1,660万円ほど軽減されるようでございます。また、関連しまして、限度額超過額はおおむね197件、2,426万

4,000円軽減される状況下であります。

また、その他につきましても、制度改正に伴うそれぞれの規定の整備等、所要の措置を講ずるもの
でございます。

また、関連しますので、国会の日切れ法案につきまして少し時間をいただき、現状説明をさせてい
ただきます。この後期高齢者医療制度の導入で、75歳以上と同居する国保加入者、国保世帯の保険税
の算定につきましては、世帯別平等割の半額や低所得者の軽減割合の半額、また低所得者の軽減割合
が継続となる5年間特別措置が実施されるとともに、被用者本人の後期高齢者医療への移行で扶養者
が国保に加入する場合の軽減措置が設けられるものでございます。それから、この国保税の場合比例
扱いとなっていますので、地方税法改正案が道路特定財源をめぐる国会の与野党の対立のあおりを受
けまして、年度内には成立できておりません。なお、この減額措置につきましても、もう少しの時間
がかかるようでございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、この制度の内容につきましても、町民の皆様にも奥深くご理解をお願いをするとともに、関係
各課といろいろ協議をさせてもらいまして、周知徹底を図りたいと思っておりますので、よろしくご
審議のほどお願いします。

以上です。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 1つお尋ねいたします。6番、小林でございます。

老人保健から後期高齢者医療制度の導入についてでございます。国が制度設計しまして、国会で議
決されました。後期高齢者医療制度を導入して1週間強たったわけでございます。新聞ほかマスコミ
等の報道によれば、保険証紛失、再交付、あるいは病院の窓口で混乱が起きている現状でございます。
私、思うのですが、これは事前の説明が不十分なことから発生したと考える次第でございます。本来、
3月末までにこの制度についての説明、議決がされるべきところを、我が千代田町においては残念な
がら今、はっきり言えばなぜ今日なのか疑問に思うわけでございます。言うなれば後処理では困るわ
けでございます。なぜこのようにおくれたか、当局側の説明を求める次第でございます。

以上でございます。

○議長（坂本金光君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） お答え申し上げます。

確かに小林議員さんの言われるとおりにかと思えます。なお、先ほど来専決処分と、この後期高齢
の一部改正する議案を切り離して考えさせていただきましたが、新しい議員さん等も数多くおりますの
で、専決処分、年度内の改正でございますのでさせていただきます、この一部改正の条例につきましては

毎日のようにテレビの報道等にもされています。国でも十分な説明ができていない、またご指摘のとおり各市町につきましても十分ではないという関係上、あえて切り離して条例を上程させていただいた次第です。

なお、今後におきましてもより一層に町民の皆様のご理解を得るために周知徹底をしていきたいと思っておりますので、よろしくご理解を申し上げます。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 質問の2といたしまして、4月分、1カ月分ですね、この徴収はできないのかなと思います。また、1カ月分の町負担額は幾らになるのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（坂本金光君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 税務課関係につきましてお答え申し上げます。

この改正は、平成20年4月1日より施行するものでございまして、さかのぼり遡及課税ということになります。なお、この件につきましても、いろいろ県のほうとも協議をさせていただきまして、やや適正ではないけれども、違法ではないという関係、また先ほど来申しますとおり何と言いましても3月中に十二分な説明が議員さんを初めとしましてあれば町民の皆様にもされていないという観点からでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（坂本金光君） 6番、小林正明君。

○6番（小林正明君） 4月の徴収はそういう意味では難しいということでしょうか。それはそれで、4月からの1日施行ということですので、無理ならばそれ以上の要望はいたしません。そこで1つ最後の質問ですが、我が町にないことを祈りますが、保険証の未着が非常に多いと聞いておりますが、我が町ではそういった不着と申しますか、届かないことはなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（坂本金光君） 住民福祉課長、荒井和男君。

○住民福祉課長（荒井和男君） 小林議員さんのご質問で、被保険者証の未着があったかどうかということでございますけれども、町のほうではすべて配達記録付きの郵便でお送りしておりますので、すべて印鑑をもらってやっております。その中で戻りが3件ほどございました、はい。でもそれはすべて後日改めて連絡とりまして、すべて配付済みとなっております。ですので、未着の方は今はありません。

以上でございます。

○議長（坂本金光君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 1点、小林議員の質問につきましてつけ加えさせていただきます。

この条例の適用でございますけれども、公布の日から施行、すなわち4月1日から適用するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 賛成の立場から討論いたします。

制度や自身の保険料を問い合わせる電話や市町村窓口に来ているとのことですが、制度の周知徹底を図るとともに、後期高齢者制度の発足に伴い、国民健康保険税の制度改正に賛成いたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第26号 千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第5、同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、2月末日をもちまして町選出の監査委員が任期満了となり、現在空席となっておりますことから、新委員として白石正躬氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

白石正躬氏の経歴について申し上げますと、昭和37年に埼玉県職員として奉職され、平成4年に本庄県税事務所長、その後熊谷県税事務所長を歴任され、平成7年には県の税務課長に就任。さらに、浦和県税事務所長から県の税務事務の総括である「税務監」を経て、平成12年3月に退官されてお

ます。

退官後も、平成16年3月まで埼玉県熊谷福祉センター館長として、勤労者を初め県民の福祉・文化の向上のためにご尽力されてこられた方であります。行政一筋、特に税務事務にあっては第一人者でありまして、会計事務につきましても専門知識を有する方であります。

このたび、町の監査事務の責任者として、町の財務事務並びに経理管理事務を監督し、行財政運営の適法性・効率性・有用性についてご指導いただくには、白石氏をおいてほかにないと思うところであります。町の監査委員として、最適任者であると考えておりますので、何とぞよろしくご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

4番、川田延明君。

[4番（川田延明君）登壇]

○4番（川田延明君） 賛成の立場より討論いたします。

白石正躬さんは、先ほど町長から説明がありましたように、埼玉県の職員として、公務員として長年にわたり勤務された方でありまして、その人間性はまことに温厚篤実と表現するにふさわしい人格者であります。さらに、昨今行政機関が求められています清潔、平等、公平、そして情報開示を行う上から、白石さんが公務員として培われた知識、能力、公務員としての責任感、監査という行政診断、そしてチェック機能を全うする上から最も適した人物であると私も自信を持って推薦するとともに、町長の人選に対し高い評価と敬意をあらわすものであります。町の監査体制充実のためにぜひとも白石正躬さんを監査委員として承認いただきますようお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第2号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第6、同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、本件の審議が終了するまで、富岡芳男君の退場を求めます。

[8番（富岡芳男君）退場]

○議長（坂本金光君） 書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、3月30日をもちまして議会選出の監査委員が任期満了となり、現在空席となっておりますことから、議会選出の新委員として富岡芳男議員を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

富岡議員は、平成12年に町議会議員に初当選され、3期を迎えられたベテラン議員でございます。特に平成16年から平成18年までの2年間は、財務・税務・行政全般を所管する総務文教常任委員長として活躍されております。議会を代表する監査委員として最適任者であると考えますので、何とぞご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定いたしました。

退場中の富岡芳男君に対し、入場されるよう書記に連絡いたさせます。

[8 番（富岡芳男君）入場]

○議長（坂本金光君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9 時 5 0 分）

再 開 （午前 9 時 5 2 分）

○議長（坂本金光君） 休憩を閉じて再開いたします。

富岡芳男君に申し上げます。

ただいま、千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしましたので、告知いたします。

○同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第 7、同意第 4 号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第 4 号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公平委員会の委員の辞職に伴い、新たな委員として山崎克己氏を選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

山崎氏は、関東学園短期大学を卒業され、地元の縫製会社に勤務された後、株式会社玉製作所に勤務し、営業部次長として社業の発展に貢献され、また平成 2 年からは子会社の株式会社邑楽興産の総務部長として活躍されました。

この豊かな経験と見識を生かし、また人柄も高潔であることから、公平委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

3 番、金子孝之君。

[3番(金子孝之君)登壇]

○3番(金子孝之君) 賛成の立場から討論いたします。

山崎さんは、先ほど町長から説明がありましたように、会社に勤めているときに総務部長であったということもありますので、社員の人事管理等にも携わっていたことと推察できます。このことから、この豊かな経験と識見を生かし、また人柄も高潔であるということで、公平委員として適任であると思いますので、ぜひとも山崎克己さんを公平委員としてご承認いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

よろしく願いいたします。

○議長(坂本金光君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(坂本金光君) 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第4号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長(坂本金光君) 挙手全員であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本金光君) 日程第8、同意第5号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長(坂本金光君) 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長(大谷直之君)登壇]

○町長(大谷直之君) 同意第5号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公平委員会の委員の辞職に伴い、新たな委員として岡田林造氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

岡田氏は、中央大学商学部を卒業され、東亜商業高等学校、埼玉県立鴻巣高等学校、羽生実業高等学校で教鞭をとられ、退職された後は埼玉県立北川辺高等学校の非常勤講師として日本の将来を担う若人の育成に寄与されました。

また、平成15年4月から平成17年3月まで第16区区長として、町行政の推進と地域の発展にご尽力をいただきました。この豊かな経験と見識を生かし、また人柄も温厚なことから、公平委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

4番、川田延明君。

[4番（川田延明君）登壇]

○4番（川田延明君） 千代田町公平委員会の選任につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

岡田林造さんは、先ほど町長から説明がありましたように、長年教鞭をとってこられ、日本の将来を担う若人の育成を培ってこられたとのことでありますので、公平な目線に立って職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する採決をなされることが期待でき、公平委員として適任であると思いますので、ぜひとも岡田林造さんを公平委員としてご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第5号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第9、同意第6号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第6号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町公平委員会の委員の辞職に伴い、新たな委員として川島祥三氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項に規定により議会の同意を求めるものでございます。

川島氏は、東京農業大学を卒業され、酪農業及び乳製品製造販売業を営む傍ら、昭和47年3月から3期12年間議会議員として活躍され、地域の発展に貢献されました。また、議会議員勇退後は、町農業委員、千代田土地改良区理事長として活躍され、町の行政運営にご尽力とご協力をいただいたところであります。この豊かな経験と見識を生かし、また人柄も温厚なことから、公平委員として適任であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 同意第6号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

川島祥三さんは、議会議員として活躍され、12年間の経験と各種役職における豊かな経験と見識を生かし、また人柄も温厚なことから、公平委員として適任であると思いますので、ぜひとも川島祥三さんを公平委員としてご承認いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議員諸兄の賛同をお願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第6号 千代田町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第6号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第10、同意第7号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第7号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員として、ご活躍をいただきました坂本頼郷氏が任期途中で辞任されましたので、後任の委員として岩橋逸男氏を委嘱いたしたく、千代田町情報公開・個人情報保護審査会条例第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

岩橋氏は、宮崎大学工学部を卒業され、東京三洋電機株式会社に入社し、コンプレッサー事業部の設計課長、販売部長を歴任し、平成13年11月からは三洋コンプレッサインドネシア株式会社の社長として会社経営に敏腕を振るい、その後インドネシア三洋グループの合併に伴い、三洋インドネシア株式会社の副社長を務められました。そして、平成18年に帰国し、三洋電機株式会社の上席部長を最後に定年退職されました。

このような豊かな経験から、会社における顧客の個人情報等の保護にも精通しており、また人柄も高潔であることから、町情報公開・個人情報保護審査会の委員として最適任者であると考えておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

6番、小林正明君。

[6番（小林正明君）登壇]

○6番（小林正明君） 同意第7号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

岩橋逸男さんは、大手電機メーカーの販売部長等を歴任され、また企業のトップも経験されているとのことであります。このような豊かな経験から会社における顧客の個人情報等の保護にも精通され

ていることと推察できる次第でございます。人柄も高潔であるとのことであり、町の情報公開・個人情報保護審査会の委員として最適者であると思っておりますので、ぜひとも岩橋逸男さんを千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員としてご承認いただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第7号 千代田町情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第7号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第11、同意第8号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第8号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

田村弍男氏は、昭和26年に現在の東京経済大学を卒業され、同年当時の中野村立中野中学校で教壇に立たれました。昭和27年からは、旧富永中学校に14年、千代田中学校に8年、この間に関東短期大学を卒業され、その後館林市、大泉町の中学校で教鞭をとられ、平成3年に退職されました。

退職後は地元14区において区長、老人会長を務め、その後本町のグランドゴルフ協会会長を務めるなど、地域発展のために尽力されております。教職員の経験や地域活動の経験等、さまざまな活動分野から教育行政にご尽力をいただけるものと思ひ、教育委員に任命するものです。

よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、青木國生君。

[11番（青木國生君）登壇]

○11番（青木國生君） 教育委員の選任案に対しまして、同意8号、9号、10号の共通した点を一括した形で質問したいと思います。

一般論といたしまして、教育委員は人格が高潔で、高邁な識見を有するとともに、教育に熱意と深い理解を持ち、政治的には中立、中庸の人が好ましいとされております。

また、町長が議員時代の昨年1月に発行されました町再生に向けてと題する手法の中で、教育の充実を主なテーマの一つに挙げております。そこで、このたびの教育委員の選任に当たって町長はどんな点に特に留意されて人選に当たられたのか、1点だけお尋ねしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 青木議員の質問にお答えいたします。

私は、教育こそが千代田町の将来の発展についても最重要な課題だと思っております。教育委員の3名につきましては、私自身があちらこちら聞いて歩いたり、おつき合いもある方ですので、そういう中で大変苦労しながら3名を選ばさせていただきました。いろいろな教育の観点から申し上げますと、意見を皆さん持っております。そして、その意見が今の時代の中で何が教育行政で大切なことかと申しますと、家庭教育も一番大事ですが、教育の中で、そのゆとりの教育という中で余りにもそれが放任ではないかと思われるような節が見えております。そういう中にありまして、どういうことが大切かという一番のものの規範意識、そういうことが説明できる、そのようなことを強く感じて委員に、第1点といいますと任命するというのですか、お願いすることにいたしました。

以上です。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

4番、川田延明君。

[4番（川田延明君）登壇]

○4番（川田延明君） 同意第8号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

田村弑男氏は、教師として大変な情熱と実直な性格を持って厳しく、時には温かく子供たちを指導してこられました。また、退職後は地元地域において区長や老人会長を務め、強力なリーダーシップ

と実行力を持って地域発展に力を注いでこられました。さまざまな経験に裏づけられた実績や強力な行動力により、教育行政にご尽力いただけるものと確信いたします。

よって、教育委員として適任であると考えまして、賛成討論とするものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第8号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第8号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第12、同意第9号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第9号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

松沢義文氏は、昭和44年に大東文化大学文学部を卒業、昭和45年に群馬大学教育専攻科を修了し、同年前橋市立第5中学校で教壇に立たれました。その後、太田市、大泉町で教鞭をとり、平成7年に大泉町立南中学校で教頭になられ、平成11年旧藪塚本町南小学校で校長となりました。平成14年邑楽町高島小学校に転任し、平成19年3月に退職されております。退職時は、心温かな人柄から、子供たちはもちろん、保護者、先生からも非常に惜しまれながらやめられたと聞いております。学校運営に秀でており、温厚な人柄からも今後の千代田町の教育行政を導いてくださる方と思い、教育委員に任命するものです。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

10番、黒澤兵司君。

[10番（黒澤兵司君）登壇]

○10番（黒澤兵司君） 同意第9号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

松沢義文氏は、教師一筋として長年にわたり主に東毛広域の教師活動に携わってまいりました。子供たちのはぐくむ気力を生徒とともに共有し合い、人間教育の基礎づくりを実践した教育者でもあります。現在は、千代田町の還暦野球チームの一員として、エース級の活躍を担っております。知力、体力も十分に持ち合わせた元校長でもあり、教育現場の人脈も豊富で、本町の教育行政や教育環境の課程を定義できる教育委員として必要な人物と思われれます。よって、教育委員として適任であると考えまして、賛成討論とするものです。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第9号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第9号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第13、同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

武井章良氏は、昭和34年群馬大学学芸学部を卒業し、同年館林高校板倉分校において教壇に立ちました。その後、館林女子高校、太田高校、館林高校と、本町にとっては近隣の高校において難解な高校数学を中心に教鞭をとられてきました。

退職後は、町立山屋図書館の館長、本町の教育相談係、近隣の高校では非常勤講師を務める中、地元第4区長を務めるなど、地元への多大な貢献され、現在に至っております。論理的・理数的な分野から、本町の教育行政に緻密な力を注いでくださる方と思い、教育委員に任命するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

3番、金子孝之君。

[3番（金子孝之君）登壇]

○3番（金子孝之君） 同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

武井章良氏は、教師として長年高校数学という専門の分野で生徒たちにわかりやすく、丁寧な指導を実践してこられました。館林高校、太田高校で数学を担当されてきたということは、相当な忍耐力、指導力があつたことが推測されます。

退職後は、早くから教育行政にもかかわりを持ち、地元区長も務め、同時に区長会副会長を務めるなど、地域発展にも深く、重く力を注がれております。本町の教育行政にも忍耐強く、細やかな力を注いでいただけるものと思います。

よって、教育委員として最適であると考えまして、賛成討論とするものであります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第10号 千代田町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（坂本金光君） 挙手全員であります。

よって、同意第10号は原案どおり同意することに決定いたしました。

○同意第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本金光君） 日程第14、同意第11号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（坂本金光君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第11号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、前副町長高木敬司氏が任期途中にして辞任いたしましたので、後任の副町長として高木美幸氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

高木氏は、昭和42年に当時の千代田村に奉職、保健課、経済課、産業課、教委事務局等を経て昭和62年館林邑楽農業共済事務組合に派遣となり、平成元年3月までの2年間勤務し、同年3月末に派遣を解かれてからは、民生課、教委事務局を経て、平成7年4月議会事務局長になり、その後経済課長、都市整備課長の要職を歴任し、平成18年3月に勸奨退職されました。

退職後は、これまでの要職の経験を買われ、利根加用水土地改良区の事務局長に就任し、現在に至っており、その行政上の手腕は申し上げることもなく、温厚篤実にして冷静沈着、指導力豊かであり、自己判断はもちろんのこと、自己責任が問われる今日、また行政運営の多難な折、これまでの経験に基づき副町長として活躍いただけるものと確信しておりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（坂本金光君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

5番、福田正司君。

[5番（福田正司君）登壇]

○5番（福田正司君） それでは、同意第11号に関しまして町長の考え方をお伺いをしたいと思います。

町長は、さきの選挙戦におきまして行財政改革の推進、またそれによって町の再生を図るというこ

とを公約で町長にご就任をされました。再生といいますと、今朝辞書を引いてきたのですが、「死にかかったものが生き返ること」、また「心を入れかえて立ち直るもの」、これが再生というところであります。しからは、町の現状は今死にかかっているのかという、そういうことだというふうにも思っているところであります。そして、今後は町再生に向けて財政危機突破計画を進め、行財政改革を積極的に推進していただけるものと期待をするものでございます。

ただいま提案がありました副町長の選任につきまして、私、人物がどうのこうの言う前に、個人的には大谷町長の強い政治理念で副町長を置かない条例を提案していただければありがたかったかなというふうにも思っているところであります。新町長として、行財政改革を積極的に進める上において、副町長を置かないというくらいの英断が欲しかったというふうにも思っているところであります。前町長のときにいたから私もということではなく、また条例の途中であるからということでは改革が進むはずありません。現に千代田町においても副町長の同一的職務者でありました助役を置かないという時期もあったわけであります。ぜひ新町長には実践をしていただきたいと思うところであります。

私ども議会も都合4名の定数を削減し、身をもって行財政改革を推進してきました。町としても副町長を置かず、職務分担をすれば退職金を含めずとも年間1,000万円ほどの経費が削減でき、福祉行政などへの追加予算措置等も可能になると思うところであります。町再生に向けた新町長の英断を望むとともに、考え方をお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 福田議員の質問にお答えいたします。

私がなぜ副町長を置かないで、1人でやらないで任命したかと申しますと、実は私の政策の重要課題の一つに工場誘致という、町をそれによって安定財源を図るのだという、その重要な目的の一つがそれにあります。高木美幸氏は、農業関係に特に強く、館林のコネクションがあります。これ、私はよそへ行って調べたのですけれども、都市計画の中の農振除外ですが、そういう中でそういう何とか強い力を発揮できるという、そういうところを見込んで副町長にしました、私が1人で改革でやることを望んでおりますが、私も生身の人間でいろいろなことをやるのにどうしても町発展のためには一緒になって行動できる人、そのほうが町のためによいというふうに考えた上のことであります。

それから、町再生というのは、死にかかったようなところを持ち上げてくるのだとか、そういう意味の発言があったと思いますが、私は今の千代田町の状態は決して死にかかっているような状態ではないことはわかっております。しかしながら、今社会を取り巻く現状ですと、社会保障に多くの金額がこれから使われていくことはご存じだと思いますが、ますます社会保障費ということでお金が使われます。そういう中であって、東部住宅団地にしてみてもなかなか売れません。そういう中で、いろいろな財政を苦しめる、これからいろいろなことでお金が足りなくなる要素は三位一体の改革ばかりではありませんが、いろいろな意味で千代田町に重くのしかかってくるということは議員の皆様もご存

じだと思えます。そのためには、やはりこれをどうしたら本当によいのかということで、私は町再生にはまず私自身が政治を透明性にするということ強く訴えました。そういう中で、談合とかわけのわからないことでもまれていって、町が汚れるようなことがあってはならないという、そういうことからして、基礎からやろうということで、町再生という意味も含めております。

これから、私がやろうとしている公約をしたことは、大変な難題をいっぱい抱えております。都市間競争の加速という中で、千代田町はその中ではざまに入って今おります。例えば工場誘致を図る土地を農振除外するのにも大変な時間と労力がかかります。もう明和町では20ヘクタールを今すぐもう工場誘致を図る寸前までいっております。そのような中で、これに追いついていかなければなりません。ですから、そういう意味も含めて補助してくれる人、一緒になってやれる人が欲しかったというふうに考えてください。雑なあちこち話が飛びましたが、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（坂本金光君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 大体のお話は今わかりしたのですが、高木さんのお名前が出るのに私は先ほど申しましたように、人物をまず論議する前にそういった行財政改革の流れの中をお話をいただきかったというふうに思っているところであります。また、町長のほうから生身の人間、業務が足りない、こういったお話も伺いましたが、必要か必要でないかというのを判断するには、まだ就任して1カ月もたっていない状況でもありますので、若干時期尚早ではなかろうかというふうにも思っているところであります。一度みんなで努力をしてみて、やった結果、どうしてもカバーができないということであれば、そのとき時期を見て副町長の提案をされてみてよかったのかなというふうにも思っているところであります。近隣の自治体でも副町長を置かずに運営している自治体が多くあります。邑楽郡内においても、実は大泉と千代田町以外は、理由はともかく副町長が不在で現在運営をしているというところであります。

先ほど、社会保障にお金がかかる、財政の部分もあると、こういったことでもありますので、ぜひともこういった副町長を1人、何とかみんなでカバーして、職務をカバーしてやるということで、そういった社会保障に向けての財源が若干でも確保できるということもありますので、千代田町でもほかの近隣市町村でやっていることですから、できる部分もあると思います。みんなで一度努力をしてみて、みんなで分担をしてみて、そしてどうしても行政分野に支障を来す、足りないのだよ、そういうことであればまた時期を見て提案をしていただければありがたいかなというふうに思っているところであります。町長も、早くもないと無理だというふうにお考えなのでしょうか。またお伺いをしたいと思います。

どうぞよろしくをお願いします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 福田議員の質問にお答えいたします。

実は、その農振除外の件について詳しく説明させていただきます。千代田町では、第四次総合計画に基づいて5年後の見直しで、見直しの中に工場誘致という項目がうたっていなかったわけです。そういう中で、それをうたっていないところに農振除外を発生させるためには、相当の努力が要るとう話を聞いております。私は、現に今県にも2回行って、もういろいろなありとあらゆるところの課にご尽力を得るために奔走しております。今、ここでどんどん進めなかったらば、手遅れになったらば、何か5年間はいじくらないという、そういう何か決まりがあるそうです。私は、そういうところは疎かったのですけれども。そういう中で、これを逃しますと白地は少ないので、青地を変更させるのにあと5年間でできなくなってしまうというのですよね。ですから、こういうことも含めてそういう農振除外なんかには明るい館林とのいろいろなコネクションを持っている、そういう中で一緒になって奔走して、一日も早く工場誘致ができるように、そういう意気込みが特に強くありました。

今、明和町を例にしますと、優良企業のアドバンテストがずっと景気がよければ結構なわけなのですけれども、現在のところ1社だけで12億円のお金が入るわけですよね。千代田町も全部の工場を、法人を足して12億円ぐらいですよね。そういう中で、安定財源の確保というのはやっぱり貴重な町に幸福をもたらすというのですか、お金があれば国民健康保険でも一般会計から出すこともできますし、公共料金も一般会計から出して安くすることもできますが、このままですとそういうわけにはいきません。ですから、最大の課題として利根川新橋ができれば余計早いのですけれども、そういうことも踏まえてしゃにむに突っ走ってその工場誘致を図りたい、それが私の強い願いでありましたので、どうしても補佐してくれる人が欲しいということで急いだわけであります。その点ご理解をいただければと思います。

以上であります。

○議長（坂本金光君） 5番、福田正司君。

○5番（福田正司君） 工場誘致、これにつきましては私も大賛成でありますし、期待をする部分も非常に大きいところであります。また、私どもの立場からもこれはできる限りの努力をしていきたいというふうに思っているわけであります。

ただ、そのための農振除外で副町長というお話をいただいたのですが、役場には経済課長もおられますし、建設水道課長もおられます。こういった自分の部下を信じて、一度やらせてみていただくということも町長としては必要なのかなというふうにも思っているところであります。ぜひともそういったことも含めて一度ご検討をいただけますことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 言葉足らずに申しわけありませんでした。

私は、課長にもいろいろ、4人がかりでもう行ったりして、一生懸命やっております。決して課長

に話をせずつ進めているわけではありません。いろいろ勉強しながらやっております。

それから、現実の問題として、今勧奨退職というのですか、それからやめた人がご存じのとおり5人いて、それに産休で休む人もいたりして、本当に今人員が足りない中でみんな苦勞しているのです。そういう中で、課長会なんかでも1人早急に入れないと間に合わないのではないか、あるいは臨時を少し入れたほうがいいのではないかと、そういう会議をもう2回も持っております。現実の問題として、やはりどうしてもいなければならない人材はだんだん、だんだん順送りになってきますから、今非常に少ない中でやりくりしているので、職員の皆様には大変お骨折りいただいているということもご理解していただけたらと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

9番、細田芳雄君。

[9番（細田芳雄君）登壇]

○9番（細田芳雄君） 同意第11号 千代田町副町長の選任について同意を求めることにつきまして、幾つか質問いたします。

内容が町長にとってはちょっとしつこいのではないかなというような話になってしまうと思いますけれども、私もこの選任について同意を求めることにつきましては、この選ばれた人がどうこうより、町長の姿勢、それについて質問いたします。

今は、町長さんは町長になる前の熱い心、行財政改革についてどうしてもやるというような覚悟を町民の方に訴えてきて、町長になった人だと私は思っています。その中で町長に選任されて、今ここで臨時議会を開いているわけですが、この行財政改革をやるのに議会一新した、長もかわった、議員もかわった、こういうときこそが行財政改革についてはチャンスであると思っております。そういう中、まず第一に出てきたことで、副町長がいなくなって、今福田議員さんからの質疑の中で町長が答えるには、農振除外についてはこれは非常に難しい問題であって、一生懸命動いているということは前者の質問からわかりました。でも、そういう中であって、それを一人で改革していくという意気込みを私は一町民として大谷さんに感じていました。その町長が就任、25日からですから、まだ20日足らずで補佐してくれる人がいないとやっていけないのではないかとというのは、結論出すのはやっぱり早いと思います。そういった中で、こういう切りかわりのチャンスを生かして行財政をやっていただきたいという思いから、やはり副町長は置かずに、一生懸命やってみる。それを議会でも、庁舎内でも町民の皆様に訴えるということも考えながら、置かずにやることはできないのかどうか、その辺のもう一度お聞きいたします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 細田議員の質問にお答えいたします。

副町長を置かないことが行財政改革につながるというような発言に感じ取れますが、行財政改革がやりたいからこそ、信頼を置ける人を1人おいて、行動を2倍から3倍と、そういう目的のために選んだわけでございます。まだなっただけなので、これからのことの私の動けることですよ、その労働というのか、労力というのか、それはこれから緩やかにはなるとは思いますけれども、実際に町長になってみたら、土曜も日曜もないし、1日に10回も会議をやるようなこともあるし、いろんな引き継ぎの判こを押す調査もあるし、物すごく忙しいですよ。私は、結構タフなほうですけども、本当に大変な仕事であります。再任で年度が変わりということが、新任というのですか、任命されて年度が変わりということと重なっておりますが、特に後期高齢者の支援の問題につきましても、これ小林議員のほうから質問がありましたけれども、これは私が25日に町長になって、それでたったの1週間かそこいらでこれを議案に諮るとということが大変難しかったのです。これはどうしてかと申しますと、私の公約に情報開示するというのがありました。情報開示しないで議案に持っていくということは、私の公約から違反することになるのではないかとということで、職員の皆さんと、課長の皆さん方とも相談して、私がそのように決めたことであります。

このような大きな問題が国のほうからポンと来てしまうわけですよ。実際は、3月にもうどこどころでもそれは可決されて済んでいるんですけども、たまたま3月25日のときに聞いて、それを何とかしなくてはならないということで、大変な苦労しました。そういうこと一つとっても、大きな問題が出ますとそれ専門に動くばかりではなく、ほかのこともやらなければならない、人事の面でもそういう中で自分なりに苦労して立ち上げてきたわけですよ。決してこれからの改革、今からやることですから少し時間をいただきたいと思うんですけども、どのようなことをやるかというのは1つを決めて改革をやるばかりではなく、いろんな面で改革をしていかなければならないと思います。

ですから、1人私のそばにいて、一生懸命やれる人がいれば私が2倍しかできなくても、3倍、4倍にやれるのだということ、そういう意味で置いているというふうにぜひご理解していただきたいと思います。町がそのために発展して、皆さんが安心して住めるようなまちづくりになることが結果的によかったとなれば、1人お金をいっぱい取る副町長が入ってきても、十二分に町民の理解は得られると思います。そのように理解していただければなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（坂本金光君） 9番、細田芳雄君。

○9番（細田芳雄君） 今、町長さんから答弁で、副町長を置いたから、人をそこへ配置したから行財政改革が進まないというわけではないという、そういう話はわかります、話としては。でもそういうことをやっていかななくてはならないということを掲げながらやってきた人が大谷町長さんだと私は思います。

そういった中で、先ほども申しましたけれども、まだ20日足らずしかやらないうちに、大変公務が忙しい、相当忙しいと私も思います。そういう忙しい激務があるだろうというのは、大谷町長さんは想定はしていなかったですか。きっとほとんどの人が、町長は、前の町長も言っていました。町長と

いう仕事は365日、1年間毎日が町長の仕事、それをきくと大谷町長さんも聞いたことがあると思います。そういった中で、人数を配置してしまったから行財政改革が進まないと思わないでほしいと言っても、今までどおり支出は同じになってしまった。では、収入をふやせばいいのだ。結局はそういうことなのですよ、町も。そのために、では副町長を置いて、工業団地を誘致する。それはそれで千代田町の夢であって、町長の夢であればいいとは思いますがけれども、もう少し頑張っ、目に見えるような、先ほども課長さんたち役場の職員も大変忙しくなってしまうで大変だ、人数が足りなくなってしまう、そういう話も町長さんから今聞きましたけれども、議会改選後そんなような話を内部でしているということもうわさに聞きました。そういう中に当たっても、それをとりあえず町長の号令で一生懸命やってみて、すぐ補充しなくてはならないのだというので何らかわりが出てこないと思います。もう20日余りやってみたら、とってそういうのではないのですよと。人数的な改革はできないと判断してしまったのかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） お答えいたします。

細田議員さんは、人を入れるということに対して大変もういいことではないのではないかという考えをお持ちのように思えてなりません。人数が今千代田町では財政危機突破計画の中でかなり減らした中でやっているのです。これは、よその周りを見ても進んでいるということは確かであります。まだ20日……そんなにたっていないわけですよ。そういう中であって、何でも1人で頑張れる、改革なのに何で人を入れるのだというようなふうにとれるお話なのですけれども、私は最低限住民サービスができるのにはどのくらいの人数がいて、だれでも一生懸命やればできるかとは思っているのですけれども、逆に住民サービスができなくなった場合は、よそよりも多く抱えていて、そういう中で進んでいるのだらばその言い分もわかりますけれども、千代田町は現在大変少ない中でやっているのですよ、現実の問題として。ですから、行政サービスがうまくいくためにも、人数はある程度の最低限は必要だというふうに私は考えているのです。

ですから、どうしてでは前のときに副町長はでは要らないのではないかとか、そういう発言が出てこなかったのか、みんな賛成してきたでしょう、前のときは。私になってから、急にそういう話が持ち上がってきたようにしか思えません。とにかく役場の職員の人、私が町長になってきて、本当に一生懸命やっているというのが、課長ですけれども、下の人たちとはまだ接触をいろいろしていません。ですから、大変な仕事でやっているというのは理解できます。そういう中で、私が皆さんに対して労をねぎらうとか、一生懸命やってくれとかという中でやっております。顔色見てもわかると思うのですけれども、よそから入ってくる話は役場の空気が明るくなったと言われております。そのことだけでも私は大変うれしく思っております。みんながいろいろ助け合いながら、町民のために働くのだという意欲がますます広がるようなことも大切なことと思っております。私は今役場に入っております。

確かに言い回しが悪かったと思うのですけれども、くたぶれているなんてとんでもないわけだと、それは正直に言い過ぎました。そんなことのないように、もっともっとこれからも頑張るつもりであります。今の時代の流れのあれをとらえると、これからの時代は本当に財源の問題ということが大変な要素になってきます。それを切り詰めだけでやっていけるものではないというふうに感じておりますので、職員の人たちが一人一人が本当に皆さんと仲よくやりながら、話し合いながら、町を活性するために、町民のために努力するのだという姿勢があらわれればあられるほど、私が公約にしていた協働という作業ができると思います。町民の皆様がボランティアで、あるいは少しの報酬でいろいろなお手伝いをするような、そしてみんなで町をよくするような、そういうことを私は望んでおります。それも改革の一つだと思います。ぜひ温かいご理解をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本金光君） 9番、細田芳雄君。

○9番（細田芳雄君） 細田議員は人を増やすのも嫌がっているのではないかと、そういうふうに感じます。むやみやたらに増やすことは、私は……必要であればこれはいたし方ないというのは、前からそういう考え方は持っております。今、職員の顔を見れば非常に一生懸命やっていて、明るくなったという。明るくなったかどうかは、私は職員の顔を見てまだ判断はできません。ただ疲れているだろうなという感じは受けます。それを疲れているから増やすのだという考え、それが私は考えられないと言っているのです。それを何とかしてやっていくのが町長さんがやってきた仕事なのでしょうから、それをやっていただきたいと私は言っているのであって、増やすかどうか、それを人数的な問題に別に反対するわけではありません。町長さんの力で人をとりあえず増やさず、何とかなるようにしてもらいたいというのが私の質問の趣旨であります。

終わります。

○議長（坂本金光君） 町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 今の時点で副町長も入れないほうがいいだろう、職員も増やさないほうがいいだろう、町長の力でそれを何とかまとめてもっともっと努力していただきたいと、こういう考えだと思います。前、私がお話ししていたとおり、そういう中であつてもやめる人が現実に5人いたわけですね。そして、1人県のほうに優秀な人が行ってしまいましたよね、6人不足になりましたよね。それから、たまたまちょっと病弱な人が1人出てしまって、そういう中で人数が今本当に足りない中で頑張っているということも理解していただきたいのです。

それから、確かにみんな能力を持って、体力があつて、うんと少なくこうやって、そうすれば職員が少ないのだからお金が助かるだろうと、そういうふうを考えることは決して間違っているとは思いませんが、疲れた中で、労力をいっぱい使った中で逆に住民サービスが悪くなる場合もあるのではないかと、私を言っているわけなのです。何が何でも増やして楽しようとか、そんなふうには決

して思っているわけではなくて、適切な、適正な配分というのですか、職員の、そういう中からすると、千代田町は本当に少ないのです、財政危機突破計画をどんどん進めてきて、そういう中でまた人員が今現在減っているので、これは課長会というのがありまして、そういう中で相談しながらそういうことにしようということで、当然私も発言するわけですけども、意見を聞きながら。そういう中で皆さんと協議して行っております。

ですから、決して増やすのがうまくないのだというような考えではなく、容易ではない中で頑張れる最低限度でこのくらいの人が必要だというような、そういう中の考えも少しは理解していただけたらと思います。みんなが逆に疲れ過ぎてしまったら、かえって困ることになるというふうに私は思っております。5人、6人、7人、7人少なくなっているのですよね。それで、臨時職員を5人入れたのですか、ですけども、あくまでも臨時職員ですから、そういう中で苦勞しながら今やっているというのが現実ですので、ぜひその点は理解していただけたらと思うのです。よろしく願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

3番、金子孝之君。

[3番（金子孝之君）登壇]

○3番（金子孝之君） 同意第11号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについて、賛成の立場から討論いたします。

高木美幸さんは、議員諸兄もご周知のとおり、議会事務局長、経済課長、都市整備課長の要職を歴任し、平成18年3月勸奨退職をされました。退職後は、利根加用水土地改良区の事務局長に就任し、現在に至っており、その行政上の手腕は申し上げることもありません。温厚篤実にして、冷静沈着、指導力豊かであり、自己責任が問われる今日、また行財政運営の多難な折、町長も申されたとおり町民サービスの低下を招いてはいけなと考えております。高木美幸さんは、これまでの経験に基づき副町長として活躍いただけるものと確信しておりますので、ぜひとも副町長としてご承認いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。議員諸兄のご賛同をお願いいたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

11番、青木國生君。

[11番（青木國生君）登壇]

○11番（青木國生君） 同意第11号につきまして、反対の立場から討論いたします。

ただいまの質疑にもありましたけれども、新町長は議員時代に共産党の前議員と歩調を合わせる形で町財政の厳しいことを理由に副町長を置くことに反対ととれる言動を繰り返してきたことは、本日の出席者だけでなく、多くの人々の知るところでございます。また、町長が昨年発行されました手法

の中で、これは福島県の矢祭町を例にたとえまして、本町としてより一層の行財政改革、これは機構の改革と言ってもいいのでしょうか、その必要性を強く訴えておりました。また、その中で、首長みずからが住民の幸福のために一生懸命汗をかき、行動することが大事と述べております。この言葉につきましては、私も大変感銘を受けたところでございます。それだけに、町長が町長就任早々に町長ご自身をサポートするための、要するに補佐するための副町長の選任案が出されたことは、はっきり申し上げて私は大きな驚きを感じております。恐らく町民の多くもこのことに関しましては失望されるのではないかというふうに思っております。

現に本町におきましても平成17年に策定されました財政危機突破計画に沿う形で、既にご存じのように議員定数を4人減らし、また農業委員の定数も削減してございます。特に先ほど町長の答弁の中にもございましたが、職員数の削減につきましては既に計画の目標を達成する、オーバーしていることも知るところでございます。このことは高齢者の福祉を中心にした住民サービスのますます多様化、複雑化している中で、職員の負担がさらに増大しつつあるということではなかろうかというふうに思います。

私は、今町長がとられるべきはご自身のサポート役を選任するのではなく、一般職員の負担を少しでも軽減し、職員に本当の意味でやる気を起こすことだろうというふうに思います。それには、課長初め職員を信じることも大事でしょうし、また町長ご自身が手法の中で言われたように、一生懸命汗をかいて、ひとまず行動してみたいかがでしょうか。その中で答えが出れば我々も反対する理由はございません。ぜひそのような形で努力していただきたいというふうに思います。努力する前に、先ほど来質疑の中でありましたように、就任以来まだ何日もたたないのに町長のお役は大変なのだということ副町長を置きたいということでは、私も納得できませんし、多くの町民も納得できないのではないかというふうに思います。

本案で、私は上げられた個人の云々ということではなく、町長みずからの政治姿勢についてこの場で反対しているわけでございますので、この辺はよくお考えいただきたいというふうに思います。

また、郡内を見回しましても、邑楽郡内で現在副町長を置いているところは人口4万3,000、市と同じぐらいの大きい大泉町だけでございます。ほかの板倉町、明和町、邑楽町はいろいろな事情があるかもしれませんが、現実に町長が1人で頑張っているわけでございます。若い熱意ある大谷町長ができないわけではないというふうに思います。ぜひ頑張っていたいただきたいというふうに思います。

以上、総合的に考えまして、本案に賛成できないということで反対討論とさせていただきます。議員諸兄のご賛同をお願い申し上げまして、討論といたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） 賛成の立場から討論をいたします。

先ほど来、どうしたら町の発展の制度設計ができるか、そういった中で行財政改革をするからこそ間違いのない進路をつくる意味で名参謀役が必要であり、いい仕事をしていただける、それによって町の発展を促すというのが大谷町長の判断でございます。周りを見回しますと、群馬県行政を見ますと、大澤知事が誕生し、副知事が2名体制ということで、大澤知事はどういうことを言っているかといいますと、私は群馬県の営業マン、群馬県の発展のために宣伝マンで頑張る、そういったことを言っています。内部のことは信頼のおける副知事を2名つくってやると、そういったことで、大阪や宮崎県知事を見てもそうです。県の顔として頑張っています。そういった意味で、そういった狭い視野でなく広い視野でやはり賛成に回っていただければと思います。

前町長時代は、補佐役を置くことに無批判に賛成してきた議員が、ここへ来て突然1人でやれというのは、非常にかわいそうではないかというふうに思います。また、副町長予定者の高木さんにおきましても、利根加用水の事務局長でありながら水不足が発生した折には率先垂範して現場に駆けつけ、その行動力、解決力は皆の認めるところであります。そのような職務精励にして町長を助け、町の発展に寄与いただける人材をここで否決してはいけないと思います。ぜひとも承認をいただきまして、町の発展に寄与できる副町長をつくっていただきたいと祈念いたしまして、賛成討論いたします。

よろしくをお願いします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

8番、富岡芳男君。

[8番（富岡芳男君）登壇]

○8番（富岡芳男君） 私も、本人がどうのこうのというわけではなくて、議会も4人も削減して血出しているわけですから、1回町長、どうですか。やってみて、どうしてもだめだとなれば、また考え直してもらって、私たちもそれをまたやると、そういうことで今回は一応置かないでやってもらえればいかがかとは思いますが、そういうわけで、反対の討論いたします。

○議長（坂本金光君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第11号 千代田町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手少数]

○議長（坂本金光君） 挙手少数であります。

よって、同意第11号は原案どおり同意しないことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前11時21分）

再開 (午前11時44分)

○議長(坂本金光君) 休憩を閉じて再開いたします。

○千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長(坂本金光君) 日程第15、千代田町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(坂本金光君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

なお、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(坂本金光君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

千代田町選挙管理委員に、齋藤長十郎君、高際恭司君、内田矩實君、君島進一君の以上4人の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたそれぞれの諸君を千代田町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(坂本金光君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました齋藤長十郎君、高際恭司君、内田矩實君、君島進一君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、清水秀治郎君、坂本仁君、小林榮一君、今井和雄君、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたそれぞれの諸君を千代田町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(坂本金光君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清水秀治郎君、坂本仁君、小林榮一君、今井和雄君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に

したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（坂本金光君） ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

以上で、今臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（坂本金光君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの臨時会は、私が町長になって初めての案件を上程した記念すべき議会であり、重要案件である国民健康保険税条例の一部改正を初め専決処分事項の承認あるいは人事案件などにつき慎重なる審議をいただき、一部の案件を除きご決定、またご承認をいただき、心から感謝を申し上げる次第であります。しかし、一部ご承認がいただけなかったことにつきましては、大変残念ではありますが、これを教訓として真摯に受けとめ、今後の町政運営に邁進していく所存であります。

議員各位もご承知のとおり、ガソリンの暫定税率の期限が切れ、消費者にとっては喜ばしいことではありますが、行政にとりましては厳しい点もございまして、本町でもこれにかかわる影響が6,000万円程度になっており、今後の動向を注視しているところであります。

今日の地方公共団体は、かつてない厳しい財政状況の中にあって、少子高齢化対策、国民健康保険、介護保険の健全な運営の確保など、難しい課題が山積しております。

私はもとより、皆様はそれぞれの町民の期待を担って選出されました町民の代表でございます。今後、議会活動を通じてご活躍されることと思いますが、お互いの目的は一つでありまして、町民が安心して生活できる町政運営を行うことではないかと存じます。

どうか議員各位におかれましては、今後の議会運営におきまして温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、議員各位がますますご健勝にてご活躍されることを祈念申し上げ、甚だ簡単ではございますが、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

○閉会の宣告

○議長（坂本金光君） 長時間にわたりご審議、ご協議を賜りありがとうございました。

以上をもちまして、平成20年第3回千代田町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前11時49分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成20年 月 日

千代田町議会議長 坂 本 金 光

①署名議員 金 子 孝 之

②署名議員 川 田 延 明